

いしかわエンゼルプラン2015（案）の概要

第1章 プラン策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

本県はこれまで「いしかわ子ども総合条例」や「いしかわエンゼルプラン」に基づく取組などにより、子どもが健やかに生まれ育つとともに、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進してきた。

一方、本県の出生数は年々減少し、依然として少子化の流れに歯止めがかからない。人口減少対策が国・地方を通じた大きな政策課題となっているほか、平成27年度からは子ども・子育て支援新制度がスタートする。このような状況を踏まえ、「子育て支援先進県」にふさわしい総合的な少子化対策を一層推進するため、本プランを策定する。

2 プランの性格・位置づけ

いしかわ子ども総合条例に基づく県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画 等

3 プランの対象期間

H27年度からH31年度までの5年間

4 プランの策定過程における県民意見等の反映

H25年12月 「結婚・子育てに関する県民意識調査」の実施

H26年 7月～ 「いしかわエンゼルプラン推進協議会」「子ども政策審議会」の開催

H26年12月 「いしかわ子ども・子育て応援県民フォーラム」の開催

H27年 3月 パブリックコメントの実施（予定）

第2章 プラン策定の背景

1 少子化の動向

○出生数：年々減少しており、H25年は過去最低の9,449人を記録

○合計特殊出生率：年々上昇傾向にあるもののH25年は1.49と依然として低い水準
※人口維持に必要な水準は2.07

2 結婚や子ども・子育てを取り巻く環境

① 結婚・出産：若者の「希望」と「現実」のかい離

- ・将来的な結婚願望：未婚者の約7割が結婚を希望
- ・理想の子ども数：未婚者や子どもを持たない夫婦の6割を超える方が2人以上の子どもを希望

② 子育て：約6割が子どもを育てることに対する不安を持っている

- ・不安の内容：「子育てにお金がかかる(62.4%)」「子育てと仕事を両立するのが難しい(43.4%)」「子どものしつけや教育(37.6%)」「育児に自信がない(26.5%)」など

③ 働き方：依然として進まない県民のワークライフバランス

- ・約半数の社会人が生活においては仕事を優先

※H25 結婚や子育てに関する県民意識調査

3 国の動向とこれまでの県の取組

<国の動向>

H24年8月 子ども・子育て支援関連3法成立

H27年3月 少子化社会対策基本法に基づく新たな少子化社会対策大綱の策定（予定）

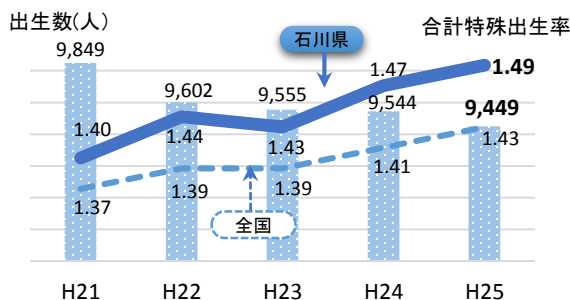
H27年4月 子ども・子育て支援新制度がスタート

<これまでの県の取組>

○いしかわエンゼルプラン2010に基づき、施策を展開

○子育てに対する不安が減少（県民意識調査 H20:74.0% → H25:63.2%）

出生数(石川県)および合計特殊出生率(石川県及び全国)の推移



出典：厚生労働省「人口動態統計」

第3章 プランの基本的な考え方

1 目指す社会

将来にわたり、子どもの元気な声がこだまし、活気あふれるふるさと石川

2 基本目標

次代を担う子どもが、心豊かにたくましく育ち、自立した大人に成長するとともに、若者の結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを生み育てていくための切れ目のない支援の充実

<ライフステージごとの施策の柱>

【結婚】結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実

【妊娠・出産】安心して子どもを生み育てるための母子の健康の確保及び増進

【子育て】全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備

【子育て】子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

【子育て】社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実

<各ライフステージにわたる施策の柱>

【働き方】仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進

3 基本的視点

- ① 「子どもの最善の利益」を第一に考える
- ② 結婚、妊娠・出産、子育てといったライフステージに応じた「切れ目のない支援」
- ③ 子育て・子育てを「社会全体」で支える

第4章 具体的施策の展開（別添1）

第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策（別添2）

第6章 プランの推進方策

1 プランに基づく施策の目標

○プランに基づく各施策について、数値目標を設定し、毎年度、その状況を把握・検証することで、計画の進捗状況を評価する。（別添3）

2 推進体制

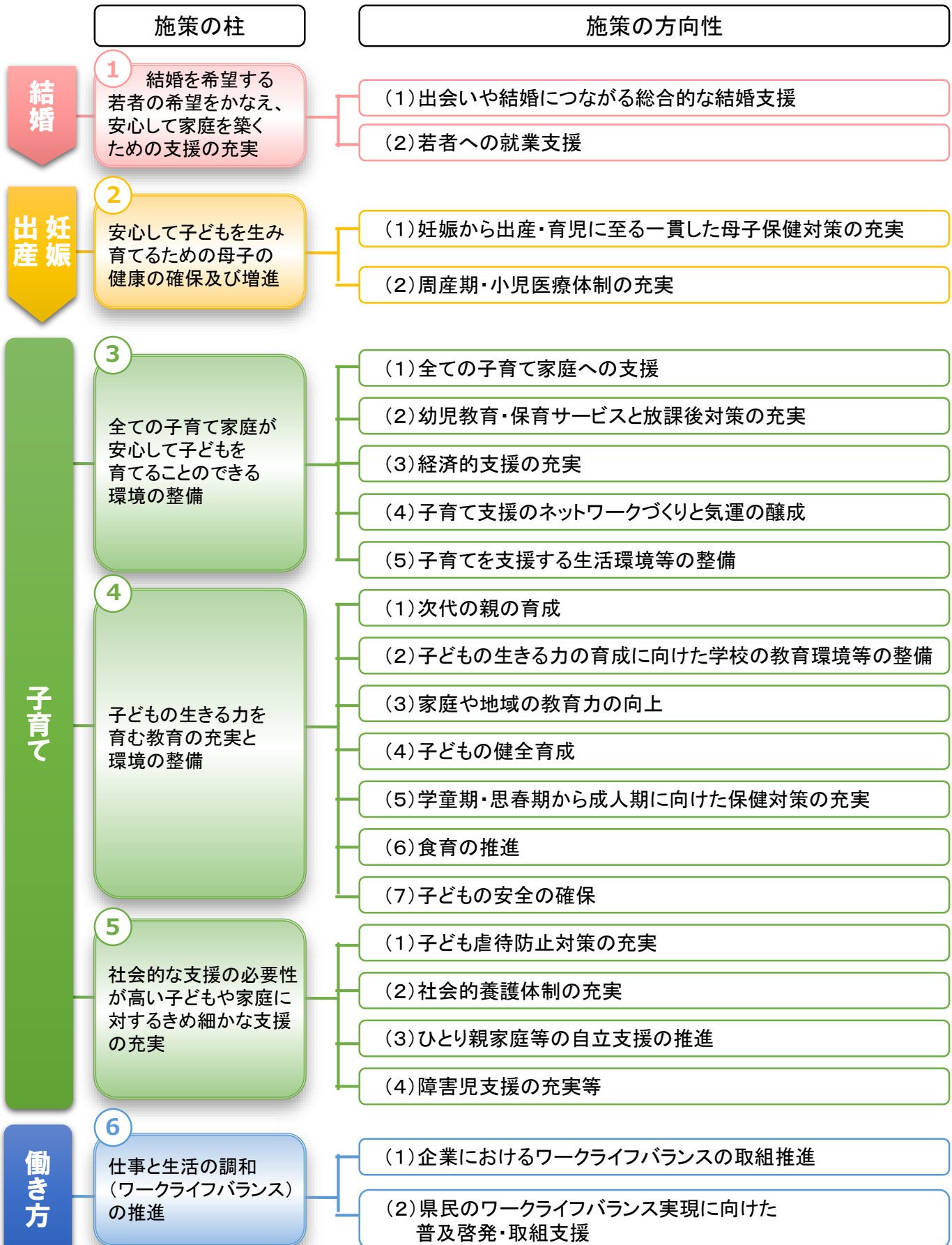
○「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」において、本プランの実施状況等について審議を行い、本プランを推進する。

3 進捗管理

○「石川県子ども政策審議会」や「いしかわエンゼルプラン推進協議会」において、進捗状況等に関する評価や検証を行うとともに、毎年度、本プランの実施状況について公表する。

○また、今後、本県が策定する新たな長期構想や「いしかわ創生総合戦略（仮称）」、市町の子ども・子育て支援事業計画など関連計画の見直しや、その他子ども・子育てに関する環境の変化などにより、本プランの見直しの必要が生じた場合には、随時見直しを行う。

第4章 具体的施策の展開



第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

1 基本的な考え方

市町が定める事業計画の数値を集計したものを基本として、市町間の広域的な利用を勘案し、教育・保育の「量の見込み」と提供体制の確保とその実施時期（「確保方策」）について定めます。

量の見込み（必要となる利用定員の総数）	確保方策（提供する施設・事業の利用定員の総数）
満3歳以上の就学前子ども⇒「1号認定」	幼稚園及び認定こども園で対応
満3歳以上の就学前子どもで保育が必要⇒「2号認定」	保育所及び認定こども園で対応
3歳未満で保育が必要な子ども⇒「3号認定」	保育所及び認定こども園、地域型保育事業（小規模保育等）で対応

2 県全体の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	1号認定	2号認定		3号		教育	保育	合計
		教育二一ス	左記以外	0歳児	1・2歳児			
		①	②	③	④			
27年度	量の見込み	5,882	2,049	20,274	3,052	11,774		
	確保方策	8,853	303	21,527	3,443	12,263		
	特定教育・保育施設	1,024	303	21,527	3,431	12,221		
	特定地域型保育事業				12	42		
	確認を受けない幼稚園	7,829						
	確保方策－量の見込み		1,225	1,253	391	489		
28年度	量の見込み	5,846	2,022	20,017	3,039	11,877		
	確保方策	8,803	519	21,552	3,520	12,512		
	特定教育・保育施設	2,074	519	21,552	3,482	12,433		
	特定地域型保育事業				38	79		
	確認を受けない幼稚園	6,729						
	確保方策－量の見込み		1,454	1,535	481	635		
29年度	量の見込み	5,838	2,012	19,911	3,025	11,856		
	確保方策	8,778	569	21,720	3,598	12,755		
	特定教育・保育施設	3,049	569	21,720	3,557	12,661		
	特定地域型保育事業				41	94		
	確認を受けない幼稚園	5,729						
	確保方策－量の見込み		1,497	1,809	573	899		
30年度	量の見込み	5,781	1,990	19,650	2,982	11,700		
	確保方策	8,778	568	21,718	3,597	12,757		
	特定教育・保育施設	3,049	568	21,718	3,556	12,663		
	特定地域型保育事業				41	94		
	確認を受けない幼稚園	5,729						
	確保方策－量の見込み		1,575	2,068	615	1,057		
31年度	量の見込み	5,765	1,980	19,578	2,933	11,549		
	確保方策	8,778	568	21,729	3,597	12,757		
	特定教育・保育施設	3,049	568	21,729	3,556	12,663		
	特定地域型保育事業				41	94		
	確認を受けない幼稚園	5,729						
	確保方策－量の見込み		1,601	2,151	664	1,208		

※②2号認定（教育二一ス）は幼稚園または幼保連携型認定こども園で対応

3 教育・保育の一体的提供

- ・ 認定こども園への移行を希望する幼稚園や保育所が円滑に移行することができるよう、市町とも連携しながら、適時適切な情報提供や相談への対応など必要な支援を行います。
- ・ 国の基本指針において、教育・保育の供給が需要を上回る場合でも既存の幼稚園や保育所が認定こども園へ移行ができるよう、県の計画で需要に上乗せする「数」を定める特例が設けられていますが、本県では、幼稚園では6割、保育所では約3割の施設が認定こども園への移行について未定（平成26年9月現在）としていることから、計画に具体的な数は定めず、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。
- ・ なお、その際の認可定員や利用定員については、地域の実情を勘案し、県と市町で協議を行い、それぞれの子ども・子育て会議で意見を聴いた上で決定することとなります。

<認定こども園の設置見込み数>

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
87か所	140か所	153か所	153か所	153か所

注) 計画のとりまとめ時点で、認定こども園への移行を未定としている施設については含めていない。

4 教育・保育に従事する者の確保及び資質の向上

国や市町、教育・保育等を提供する事業者と連携し、人材の確保及び養成を総合的に推進します。

<取組例>

- ・ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭に対する研修の実施
- ・ 保育教諭の確保のための幼稚園教諭免許と保育士資格の取得支援
- ・ 消費税率引上げによる社会保障の充実を踏まえた教育・保育給付費の単価に基づく処遇改善

<教育・保育を行う者の必要見込み数>

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育士	4,578人	4,131人	4,060人	4,008人	3,958人
幼稚園教諭	424人	417人	411人	408人	407人
保育教諭	826人	1,263人	1,363人	1,289人	1,267人

※国が定めた算出方法により、2でとりまとめた教育・保育の「量の見込み」と「確保方針」、職員配置基準やこれまでの職員配置の実態を基に算出

第6章 プランの推進方策

1 プランに基づく施策の目標

体系	施策の柱					
	項目		現状値	目標値		
結婚	1 結婚を希望する若者の希望をかなえ、安心して家庭を築くための支援の充実（3項目）					
	1	結婚支援実施市町数	市町	H26 9	→ H31 全市町	
	2	縁結びistの数	人	H26 253	→ H31 500	
	3	新規学卒者の早期離職率（大学）	%	H23.3卒 3年後 33.1	→ H28.3卒 3年後 30	
妊娠・出産	2 安心して子どもを産み育てるための母子の健康及び増進（5項目）					
	4	新生児訪問実施率（乳児期含む）	%	H25 97.5	→ H31 98	
	5	乳幼児健診受診率	%	H25 97.3	→ H31 98	
	6	乳幼児健診未受診者把握率	%	H25 99.2	→ H31 100	
	7	妊娠11週以下での妊娠届割合	%	H25 91.7	→ H31 94	
	8	妊娠・出産に関する医学的知識の普及・啓発講座受講者数（累計）	人	H26 650	→ H31 2,100	
子育て	3 全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境の整備（15項目）					
	9	マイ保育園利用登録率	%	H25 60.3	→ H31 75	
	10	子育て支援コーディネーター配置率（保育所・認定こども園）	%	H25 92.8	→ H31 100	
	11	子育て支援総合アドバイザー配置市町数	市町	H26 —	→ H31 全市町	
	12	在宅育児家庭通園保育モデル事業の利用者満足度	%	H26 —	→ H31 80	
	13	ショートステイ実施市町数	市町	H25 8	→ H31 全市町	
	14	地域子育て支援拠点数	か所	H25 106	→ H31 133	
	15	幼児教育・保育に関する研修受講者数	人/年	H25 4,800	→ H31 5,500	
	16	病児・病後児保育（病児・病後児対応型）実施か所数	か所	H25 36	→ H31 40	
	17	幼稚園預かり保育（長期休業日）実施率	%	H25 69.2	→ H31 80	
	18	放課後児童クラブ数	クラブ	H26 267	→ H31 300	
	19	放課後児童クラブ開所時間延長実施率	%	H26 39.7	→ H31 60	
	20	プレミアム・パスポート事業協賛店舗数	店舗	H26 2,295	→ H31 3,000	
	21	奨学金募集人員	人	H25 419	→ H31 必要枠の確保	
	22	エンゼルマーク運動認定店舗数	店舗	H26 1,215	→ H31 1,500	
	23	公益的建築物のバリアフリー化率	%	H25 59	→ H27 ※1 70	
		4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備（4項目）				
	24	乳児との触れ合い体験実施高校数	校	H26 —	→ H31 40	
	25	いしかわ子ども自然学校参加者数	人	H25 5,984	→ H27 ※2 5,400	
	26	スポチャレいしかわ登録クラス数の割合	%	H25 66	→ H31 80	
	27	地域版食育推進計画の認定件数	件	H26 83	→ H31 105	
		5 社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭に対するきめ細かな支援の充実（2項目）				
	28	里親等（里親、ファミリーホーム）委託率	%	H25 13.3	→ H31 17	
29	母子家庭の母の常用雇用率	%	H24 54.5	→ H29 60		
働き方	6 仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進（5項目）					
	30	育児休業取得率（男性）	%	H25 0.6	→ H29 ④ 13	
	31	年次有給休暇取得率	%	H25 36.7	→ H29 ④ 完全取得	
	32	ワークライフバランス表彰企業数	社	H26 45	→ H31 70	
	33	ライフプラン・キャリアデザインセミナー実施校（大学・短大）数（累計）	校	H26 4	→ H31 19	
34	ワークライフバランスの認知度	%	H25 51.4	→ H30 70		
プラン全体の成果指標（2項目）						
1	【結婚】縁結びistによる成婚数（累計）	組	H26 493	→ H31 1,000		
2	【子育て】子育てを不安に思う割合	%	H25 63.2	→ H30 50		